

1. 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。
2. 工事実施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに1日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。
3. 予め工程表等について十分に検討を行い、段取りの不手際のため交通に支障を与えないようにすること。
4. 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設けるとか、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車輛を3分以上停止させないように配慮すること。
5. 止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、または市内の交通の激しい箇所においては夜間作業または急速施工法を考慮すること。
6. コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。
7. 雨季または雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。
8. 路面は常に良好なる状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。
9. 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に実行し得る横断勾配排水処理をとること。
10. 路面損傷等のため、はまり込んだり故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
11. 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
12. 工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監視員、誘導員等をおくとか、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合は、防護柵を設置しなければならない。
13. 法崩れ等により交通不能となった場合、またはその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに**監督職員**に申し出ねばならない。**監督職員**は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらねばならない。
14. 交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。
15. タブレット方式による交通統制は、見透しの出来る区間でなければ採用してはならない。見透し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
16. 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える**指示**の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
17. 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
18. 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

19. **受注者**は、交通誘導警備の実施において、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、**監督職員**が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と**承諾**した者については、この限りではない。

なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級または2級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業法における指定講習を終了した者</li> <li>・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</li> </ul>

20. 工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
21. 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。
22. 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として1km以下の間隔で設置すること。
23. 迂回路の程度は比較的高級な乗用車が腹をこすることなく、停止することなく最小25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。また必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。
24. 工所用材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。
25. 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の阻害をできるだけ少ないように考慮する。
26. 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならぬよう処理する。
27. 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。また、作業場は現道上に土砂が流失せざるよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。
28. 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
29. 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
30. 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。
31. 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
32. 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。
33. 工事中の道路標識を完備すること。
- 工事箇所においては、一般通行者がその**指示**に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、危険を防止するために必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。